

別添63 番号灯の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車（二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）に備える番号灯に適用する。

2. 試験方法

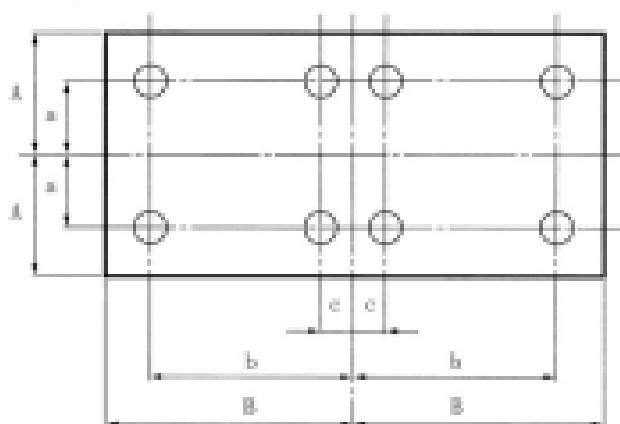
図に示す試験板を番号標の取付位置に正規の使用状態に取付け、番号灯を点灯した時の試験板上の各測定点における照度を測定する。また、次式により均斉度を求める。

$$\text{均斉度} = \frac{\text{高照度点2箇所の照度の平均}}{\text{低照度点2箇所の照度の平均}}$$

3. 判定基準

- 3.1. 2. の試験を行ったとき、各測定点の照度は15ルクス以上であること。
- 3.2. 2. の試験を行ったとき、均斉度は20以下であること。
- 3.3. 番号灯の照明部の端部であって試験板の表面から最も遠い点と試験板の端部であって番号灯の照明部から最も遠い点（番号灯が2個以上備えられている場合にあっては、それぞれの番号灯が照明しようとする試験板の部分に限る。）を結ぶ入射板光と試験板のなす角は、8° 以上であること。
- 3.4. 番号灯は、試験板上の全ての範囲を照明できるものであること。
- 3.5. 番号灯の灯光の色は白色であること。

図 試験板



- (注) 1. 測定点は直径25mmの円とし、図中の○印の位置とする。
 2. 試験板の測定面は、清潔な白色の吸取紙とする。
 3. 試験板の寸法は、表のとおりとする。

単位 mm

A	B	a	b	c	厚さ
62.5	115	35	90	25	1.5